

令和 5 年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名:小山市役所

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	89.2%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	89.3%
全職員	71.4%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	101.5%
本庁課長相当職	95.8%
本庁課長補佐相当職	92.9%
本庁係長相当職	93.5%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	99.7%
31～35年	94.0%
26～30年	89.0%
21～25年	92.0%
16～20年	90.7%
11～15年	90.1%
6～10年	89.7%
1～5年	89.6%

【説明欄】

平均年間給与額が相対的に低い「任期の定めのない常勤職員以外の職員」の数が全職員数に占める割合は、女性の方が高く、男性が 14%、女性が 49%である。

また、扶養手当や住居手当は男性に支給している場合が多く、扶養手当受給者の 92%が男性、住居手当受給者の 72%が男性である。さらに、時間外勤務の量は男性の方が多く、男性一人当たりの時間外、休日、夜間勤務手当の平均支給額は女性の 1.7 倍である。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。